

令和2年第8回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和2年8月25日（火）

午後1時30分開会

| | | | |
|----------------|---|--|--|
| 開催日時 | 令和2年8月25日 | 開会 1時30分 閉会 2時28分 | |
| 場 所 | 小金井市役所第二庁舎 801会議室 | | |
| 出席委員 | 教 育 長 大熊 雅士 教育長職務 代理者 鮎川志津子 | 委 員 福元 弘和 委 員 岡村理栄子 委 員 浅野 智彦 | |
| 欠席委員 | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 学校教育部長 大津 雅利 生涯学習部長 藤本 裕 庶務課長 鈴木 功 学務課長 河田 京子 指導室長 浜田 真二 統括指導主事 丸山 智史 指導主事 田村 忍 | 生涯学習課長 関 次郎 オリンピック・パラリンピック兼 スポーツ振興担当課長 内田 雄介 図 書 館 長 菊池 幸子 庶務課庶務係長 中島 憲彦 | |
| 調 製 | | | |
| 傍聴者人数 | 4名 | | |

| 日程 | 議 題 | |
|-----|-----------|---------------------------------------|
| 第 1 | | 会議録署名委員の指名 |
| 第 2 | 議案第 2 7 号 | 令和 3 年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について |
| 第 3 | 議案第 2 8 号 | 小金井市立公民館企画実行委員会の委嘱に関し同意を求めることについて |
| 第 4 | 議案第 2 9 号 | 小金井市教育委員会委員の辞職の同意について |
| 第 5 | 報 告 事 項 | 1 小金井市いじめ防止対策推進条例（案）に対する意見及び検討結果について |
| | | 2 その他 |
| | | 3 今後の日程 |
| 第 4 | 代処第 2 1 号 | 職員の分限処分に関する代理処理について |

開会 午後1時30分

大熊教育長 ただいまから令和2年第8回小金井市教育委員会定例会を開会する。

日程第1、会議録署名委員の指名である。

本日の会議録署名委員は、福元委員と岡村委員にお願いする。

(委員一同異議なく、上記2名が選出された。)

大熊教育長 次に、日程第2、議案第27号、令和3年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択についてを議題とする。

提案理由の説明を願う。

大津学校 提案理由について御説明する。

教育部長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき、令和3年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については担当室長から説明するので、よろしく御審議の上、採択賜るようお願い申し上げます。

浜田指導室長 市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号に基づき、小金井市教育委員会が採択することとなっている。

また、特別支援学級においては、学校教育法附則第9条により、文部科学省検定済教科用図書又は文部科学省著作教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができるとしている。

各学級においては、各学校長を委員長とした調査研究委員会で児童・生徒の障害の種別、程度、能力、特性にふさわしい内容であるかを調査研究し、このたび、お手元の資料のように各学級の案として提出させていただいた。

採択のほど、よろしく願います。

大熊教育長 事務局の説明が終わった。

何か質問、御意見はあるか。

願います。

福元委員 次年度に向けて、特別支援学級で使用する教科用図書の変更はあるか。

大熊教育長 願います。

丸山統括指導主事 各学校の特別支援学級ごとに令和3年度に使用する教科用図書の調査研究を行った。

まず、知的障害特別支援学級においては、児童・生徒の障害の程度や学級の実態を考慮の上、各教科の目標や内容を下の学年の教科の目標や内容に変えたり、各教科を特別支援学校の各教科に変えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成し、指導している。

よって、使用する教科用図書であるが、通常学級で使用する教科用図書や一般図書の中から児童・生徒の実態に合わせて最もふさわしい内容の図書を選んでいる。

お手元の資料にもお示ししたが、小金井第一小学校梅の実学級は、令和2年度、今年度の使用教科書から全ての教科で通常学級で使用する教科用図書になっている。令和3年度においても、同様に通常学級で使用する教科用図書で学習を進めていく。

次に、小金井第二小学校さくら学級であるが、小学校高学年で外国語が教科になったこと、そして、在籍する児童の実態を考慮し、英語において通常学級で使用する教科用図書を追加している。

次に、東小学校ひまわり学級は、児童の実態に合わせて、国語、書写、社会、算数、理科、道徳の一般図書の見直しを行っている。

次に、小金井第二中学校の6組であるが、技術・家庭科において通常学級で使用する教科用図書をこのたび追加した。

小金井第一中学校G組は、変更はない。

次に、自閉症・情緒障害特別支援学級では、通常の学級の教育課程に準ずることを基本とし、特別支援学校の教育家庭を参考に自立活動の時間を特設して行うなど、特別な教育課程を編成し、指導している学級である。

本市では、小金井第一中学校自閉症・情緒障害固定学級I組があるが、知的発達の遅れを伴わない自閉症等の生徒が在籍している学級である。よって、教科書についても通常の学級の教科用図書を使

用することには変わりはない。

以上である。

大熊教育長 よろしいか。

福元委員 ありがとう。

大熊教育長 ほかにあるか。

願います。

浅野委員 特別支援学級の授業で使用する一般図書であるが、どのように選んでいるのか教えていただけるか。

大熊教育長 願います。

丸山統括 特別支援学級の授業で使用する一般図書を選ぶときの観点は、主に4点である。

1点目は、児童・生徒の障害の程度や特性等を考慮し、文字、表現、挿絵、題材等が最もふさわしい内容であることである。

2点目は、その本が可能な限り体系的に編集されているもので、教科の目標に沿う内容を持っていることである。

3点目は、他教科の図書との関連性を考慮することである。

最後4点目は、本の価格が高額なものに偏ることがないこと。

この4点となる。この4つの観点であるが、東京都教育委員会の特別支援教育教科書調査研究資料の一般図書を採択する場合の注意事項に準じているものとなっている。

大熊教育長 よろしいか。

浅野委員 ありがとう。

大熊教育長 ほかにないか。

どうぞ。

岡村委員 特別支援学級の授業に一般図書を使う利点について確認したい。

大熊教育長 お願いする。

丸山統括
指導主事 知的障害のある児童・生徒は、学習によって得た知識や技能が定着しにくく、どちらかというとな断定的になりがち傾向がある。さらに生活権限が不足しがちという点もあり、実際の場面を想定して、かつ、具体的な内容の指導に重点を置いている。

そのため、特別支援学級の授業であるが、抽象的な内容を扱うよりも、実際の生活場面が思い起こしやすい、例えば実物の写真やイラスト等が豊富で、より具体的な内容を指導したほうが学習効果が上がると考えている。

実際の場面が容易に想定でき、かつ、具体的な内容の指導が可能な一般図書を使うことで、学習効果が上がることが利点だと考えている。

大熊教育長 よろしいか。

岡村委員 はい。

大熊教育長 ほかにあるか。
 お願いする。

鮎川教育長
職務代理者 2点質問してもよいか。
 まず1点目は、第一小学校の梅の実学級に英語がない理由を教えてくださいただけるか。

2点目の質問は、東小学校のひまわり学級は、今回、一般図書を多くの教科で見直しをしていただいていると見受けた。お考えがあつてのことと思うが、その見直しを図った理由を教えてくださいただけるか。

大熊教育長 お願いする。

丸山統括
指導主事 1点目の第一小学校の梅の実学級の指導の中にどうして英語がないのかという御質問であるが、こちらは再度、第一小学校に確認をさせていただきたいと思う。

2点目の御質問、ひまわり学級の見直しについてであるが、ひまわり学級に通う児童の実態を十分に把握した上で、障害の程度や特性等、保護者の希望なども考慮し、判断している。

教科書を選定する際に最も大切なこととして、先ほどと重なる点もあるが、児童がその教科書を使うことでしっかりと内容を理解できるということをまず第一として考えている。字の大きさを含めて読みやすいものであること、また、サイズやページの分量、使いやすさという点も大切に選んでいる。

東小学校に限らないことであるが、市内全ての特別支援学級において、児童・生徒の障害の種別や程度、能力、特性にふさわしい内容であるかを調査・研究し、このたびお手元の資料のように各学級の案として提出させていただいている。

以上である。

鮎川教育長
職務代理者

ありがとう。

大熊教育長

東小学校と第二小学校は英語の教科書を使っているが、一小がないのは。

浜田指導室長

ここで採択していただきたいので、直ちに確認をする。

大熊教育長

大事なことである。

一応このところは、今、学校に確かめているので、一時保留にさせていただきたいと思うが、いかがか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長

では、一時保留とする。本定例会中にもう一度この議題に戻りたいと思うので、よろしく願います。

次に、日程第3、議案第28号、小金井市公民館企画実行委員の委嘱に関し同意を求めることについてを議題とする。

提案理由の説明を願う。

藤本生涯

提案理由について御説明する。

学習部長 令和2年7月21日付け第26期小金井市公民館企画実行委員の委嘱に際し、6人の欠員が生じたことから、新たに同委員を補充、委嘱する必要があるため、本案を提出するものである。

細部について説明をする。

第26期公民館企画実行委員については、7月14日の当委員会で御議決をいただいたところであるが、緑分館については5名、また、貫井北分館については1名の欠員があったため、8月1日の市報で追加募集を行った。別紙の名簿にあるとおり、新たに緑分館の5名について選出し、名簿を作成したところである。

委員候補者の概要につきましては、議案第28号、資料1のとおりであるので、御覧いただきたいと思う。

なお、貫井北分館については、追加の募集も含め、今後調整していきたいと考えておる。

簡単ではあるが、以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜るようお願い申し上げます。

大熊教育長 事務局の説明は終わった。

本件に関し、質問、御意見はあるか。

はい。

岡村委員 男性5人であるが、これは全員立候補ということで、各種団体から1人の推薦は出なかったのか。

藤本生涯
学習部長 推薦は出ずに、今回は公募したところ、5名のこの方たちから。

岡村委員 公民館を使用している方の中から選ばれたのか。

藤本生涯
学習部長 そうである。立候補があり、その中で審査をした上、こちらを名簿に記載した。

岡村委員 やはりなかなか女性は出ないか。利用者の男女比はどれぐらいなのか。公民館の利用者や利用グループだと、やはり男性が圧倒的に多いのか。

藤本生涯
学習部長 それぞれの活動によるが、それほど偏っているとは考えていない。
女性の方も多く利用されている。

岡村委員 だけど、そういう実行委員には、女性はなかなか立候補はなさら
ないということか。

藤本生涯
学習部長 そうである。前回は申し上げたとおり、やはりこれは課題だと思
っているの、今後も女性の方に立候補いただけるように働きかけ
をしたいと思う。

岡村委員 そうである。市議会議員さんとかも、ほかの多摩地区は女性の割
合が30%なのに小金井市は41%であり、行政委員会でも25.
8%が女性で、わりと女性がいろいろ活躍しているのに、この実行
委員会の男女差はありすぎると思う。年齢的なものが少しあるのか。

藤本生涯
学習部長 そうである。あと、女性の登用、また、年齢、主に30代、40
代、50代の方にもこちらのほうに参加していただきたいと思っ
ている。

現在29名となっているが、男性が21名、女性が8名という形
になっている。

大熊教育長 やはり公民館を使っている方々は女性も多いわけであるから、公
民館の企画実行委員さんもそのことを踏まえて計画できるように、
今後、女性の方の立候補を考えていけるようにしていただけるとい
うと思うが、今回のことについてはよろしいか。何か質問等あるか。

では、以上で質疑を終了したいと思うが、今の意見があったこと
はやはりしっかり記録していただき、今後、女性の登用についても
配慮いただけるようにしてもらいたいというのを意見として付した
いと思うが、いかがか。よろしいか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 それでは、お諮りする。

議案第28号、小金井市公民館企画実行委員会の委嘱に関し同意
を求めることについて、可決することに御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

次に、日程第4、議案第29号、小金井市教育委員会委員の辞職の同意についてを議題とする。

本案は、教育委員会の委員の一身上に関する事件であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、自己の事件について、その議事に参与することができないので、本案の審議中、退出することになる。よって、鮎川委員の退室をお願いするため、休憩する。

休憩 午後1時17分

再開 午後1時18分

大熊教育長 再開する。
それでは、提案理由について説明願う。
お願いする。

大津学校
教育部長 提案理由について御説明申し上げる。
鮎川志津子委員から、一身上の理由により、令和2年8月24日付けで退職願が提出されたことに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき、教育委員会の辞職の同意を得るため、本案を提出するものである。

なお、退職年月日は、同年8月31日になる。

説明については以上である。

大熊教育長 何か質問、御意見はあるか。
長年頑張っていたいただき、たくさんの功績を残していただいたのだが、一身上の理由ということで、仕方なく同意したいと思う。よろしいか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 以上で質疑を終了する。
それでは、お諮りする。
議案第29号、小金井市教育委員会委員の辞職の同意については、
同意することに御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認める。本件に関しては、同意することに決定した。
なお、鮎川委員辞職後の教育長職務代理者は、福元委員にお願い
する。よろしいか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 ここで鮎川委員が席に戻るため、休憩する。

休憩 午後1時19分

再開 午後1時20分

大熊教育長 再開する。
次に、日程第5、報告事項を議題とする。
順次、担当から説明願う。
初めに、報告事項1、小金井市いじめ防止対策推進条例(案)に
対する意見及び検討結果について、報告を願う。
お願いする。

浜田指導室長 それでは、指導室から、小金井市いじめ防止対策推進条例(案)
に対する意見及び検討結果について報告する。
小金井市いじめ防止対策推進条例(案)について、6月1日から
7月10日までパブリックコメントを実施し、10人の方から条例
(案)について御意見をいただいたところである。
いただいた意見については、7月17日、8月7日に開催した条
例の検討委員会にて、その内容について検討したところである。
回答案の詳細については、資料を御覧いただければと思うが、パ
ブリックコメントで意見が多かった点は、いじめを行った加害者の
視点を条例に盛り込むようにといった意見が多かったところであ

る。この点については、検討委員会においても同様の意見があり、加害者の視点について条例に新たに盛り込むことを本会の回答案にも記載しているところである。

今後、パブリックコメントの回答について、市報9月1日号、ホームページ等で市民への周知を行う予定である。

報告については、以上である。

大熊教育長 ただいまの報告に関して、何か質問等はあるか。

福元委員 感想でもいいか。

大熊教育長 どうぞ。

福元委員 加害者の支援の必要性という意見をいただいた。この方は、いじめの問題についてよく勉強しておられて、大事なことを指摘いただいたと思う。

ただ、いじめの現場で考えると、いじめが起きた場合、即、いじめられている子を保護する、守ることが第一に来るということだけは、我々はみんな押さえておかなければならないと思う。そして、次に加害者も、また、周りの者も十分に指導していくことが極めて大事だということは押さえておきたい。この加害者の指導ということに目を向けていただいたことはとてもよかったと思う。

もう一点、学級でいじめが起きたときにみんなで話し合っ、子供たちに話し合わせて、それでお互いの気持ちを理解させながら指導していくことが大事だというご意見があった。これも極めて大事な意見であって、尊重していかなければいけないことだと思う。ただ、いじめが起きていない状態の中では、これはとても有効だと思うが、いじめが起きている状態の中では、指導者は被害者の置かれている状況に十分に配慮して対応しなければならないということを押さえて指導する必要がある。これらもふまえて、このいじめ防止条例をつくっていただければいいかと思う。

以上である。

大熊教育長 ありがとう。

学校の現場で実際にいじめが起こったときの初期対応として、ま

ず、いじめられた子供の救済が第一であるということは肝に銘じて対応していくことが必要であるという意見であった。

ほかにないか。どうぞ。

岡村委員

パブリックコメントで取り上げられている1番の方と2番の方のいじめの程度が違うと思う。この場合は、わりとそんなに深刻ではないが、現実には2番のような深刻な問題が起こったときに、いじめ防止基本方針の中に加害者への指導や支援などと書いてあったら、ひどいいじめを受けた人は、あまりこの条例のことをよく思わないかもしれない。本当に死のうかとか、死ななければ学校は動いてくれないとか、そういうひどいいじめを受けた人が、あまりにも加害者のことについて、このいじめ防止基本方針の中に書いてあれば、このいじめの禁止を被害者の人にあまり信じてもらえないような気がする。

だから、もし加害者の視点を書くとしたら、本当によく考えて書かないと、被害者のほうは加害者の、例えば心の闇と言われるが、心の闇も加害者と被害者では相当違うと思って、軽いと言ったら申しわけないが、1番の人が言うようなことであれば、もちろん次に起こらないように加害者を指導するのは大切だが、2番のように死ななければ学校が動いてくれないという人たちがそれを見たらどう思われるかと思い、加害者のことを書くときにもやはり配慮して、やたらと加害者の人も守るという形で書かれるとあまりよくないのではないかと私は思った。

大熊教育長

2番の方が指摘されているように、ここでいじめを受け……。

岡村委員

犯罪行為ということである。

大熊教育長

死ななければ学校が動いてくれないのという気持ちに至っている子供さん、親御さんにとっては、まず、今、福元委員もおっしゃられたように、その子を守るという視点がまず大事であると。その上で、加害に至った子供たちの心のケアも重要であるということは、やはりしっかりと配慮してもらいたいということでどうか。

岡村委員、どうか。

岡村委員 そうである。福元委員がおっしゃったことを強調してである。軽
いと言っても、やはりいじめは犯罪である。

強調の仕方が、まずはいじめている人の心の闇と言われたら、い
じめられている子のほうがずっと一生涯背負う心の闇であるので、
そちらを考えると、本当にこのいじめ基本方針を見たときに、加害
者のことがあまりにも書かれていたら、本当に自分を守ってくれる
のかという感じになるかもしれないので、その点はやはり注意深く
しなくてはならない。

いじめ防止というのは長期にわたることである。それに対しては
加害者の心のケアも必要であるが、今、本当に具体的に起こってい
るときに、「加害者の」と見たら、今、被害を受けている人はあま
り納得できないかもしれない。強調の仕方は、やはり被害者第一。
被害者の心の闇は、いじめている人の心の闇よりもずっと大きいと
思うので、強調の仕方、量とか、福元委員がおっしゃるとおりで、
被害者第一で強く書いてほしい。

大熊教育長 被害者を救済する。

岡村委員 被害者を救済するのが目的のいじめ防止条例である。

長い目で見たら、加害者の人を指導して、いじめがなくなるのが
一番いいのかもしれないが、今を見つめるときには被害者第一でし
ないと、被害者の人が転校したり、自分から身を避けていったりす
るのがとても申し訳ないと思うので、同等にはあまり書いてほしく
ない。

大熊教育長 被害者を救済するということを前面に打ち出してほしい。

岡村委員 前面に。このいじめ防止条例は、被害者を救済するためである。
現場の先生方はどうなのか。現場の先生方は、重要性としては。

福元委員 いじめの問題というのは、自分のクラスで起きたときには、まず
もって、その状況をどう見極めるかということである。そして、ま
ず第一に考えることはいじめられている子を保護してやることであ
る。そして、その上で検討しながら、そこに潜んでいるいろんな
要因を見つけて、それを一つ一つ指導しながらつぶしていくという

ことである。その過程で学校全体のほかの先生にも協力をもらったり、保護者にも協力をもらったり、役所と教育委員会等とも連絡を取ったりしながら、とにかくその子を保護する、そして、学級を正常な状態にするという、その順番だと思う。

正常な状態にするためには、要因の1つである加害者のいろいろな問題というのも当然出てくるであろうから、そういう子供たちのケアもしていくということだと思う。

今でこそいじめの問題が非常に大事に扱われて、小金井市ではかなりの部分、非常に望ましい形でのいじめの指導が行われている。小金井市ではないが、数十年前まではひどい対応もあったわけである。例えばいじめている子といじめられている子を1か所に連れてきて、握手させて、これからけんかなんかしないんだよとか、仲よくするんだよと、それで解決みたいな、そういう対応がみられることもあった。それから、学級の中で、これも非常にまずい例であるが、いじめた子といじめられた子が学級の中にいるのに、そこでいじめを話題にして話し合いをやるものだから、いじめられた子はますますいじめられていく。そして、いじめる子はますます陰湿になって、見えない形でいじめるという事例も昔はあった。

今は、まずその子供を守るということを一番前面に出して指導しているので、うまくいっているのではないかと思う。これをさらに充実していくことが学校におけるいじめ防止にとっては大事なことだと思う。

大熊教育長 どうぞ。

岡村委員 それなので、小金井市だとはげしいいじめが起こらないから、やはり加害者のほうの言葉も入れてほしいという考えが出るのであろうが。

福元委員 生きるか死ぬかの状態に陥っている子供もいるわけである。まずその子を保護して、生きていくことに落胆させてはだめである、希望を持たせなければ。まずその子を守りながら、その状態に陥った要因をクラスの中でよく分析しながら、ほかの協力も得ながら問題をつぶしていくということである。その中の1つが加害者の指導だと思う。保護者の指導もあるし、学校全体の見直しもあるし、とに

かく、まずその子を守ることが何よりも優先されるべきだと思う。

岡村委員 この条例を見て、子供たちが安心できるような条例だったらいいと思う。保護者の方や子供たちが、この条例に守られていると思えるような条例がすごくいいと思うので、そこで加害者のことがちよっと引っかかっている。

大熊教育長 どうであるか。

浅野委員 福元委員、岡村委員のおっしゃる部分は、私も基本的には賛成である。3つぐらいのことを申し上げたいのだが、1つは、パブリックコメントで複数の方が指摘されているように、加害者に対するケア、配慮、支援といったものが必要であるということ、これはとても大切なポイントだと私も思う。であるから、それに対して、意見に対する検討結果ということで、加害児童・生徒の指導、支援の観点について基本理念に規定を追加するという、この対応は私も正しい対応だと思った。それが1点目である。

2点目に、しかし、優先されるべきは被害者の人権救済であるので、まずはそれが第一義的であるということは何度確認しても確認し足りない。そこは十分に意識すべきポイントだろうと思う。

3点目に、岡村委員の御懸念ももともとだと思うところもあり、被害児童とか被害児童の保護者がこれを見たときに、加害者も被害者もどちらもかわいそうな立場なんだと我々が思っているのだと受け止められると、それは我々の本意ではないわけである。やはり被害者の人権を救済することがまずは第一義的に重要であるという、我々としてはそういう立場に立ちたいと思うわけである。

その観点から対応を見ると、加害児童・生徒の指導、支援の観点についてと書かれている。つまり、「支援」の前に「指導」が来ていて、これが重要なポイントだろうと私は思う。やはり加害児童に対して、学校現場、教育の側から何ができるかということを考えたときに、もちろんケア、例えば心に問題を抱えているとか、あるいは生活環境に何らかの難しいものがあるとかいった場合、支援も必要になると思うのだが、指導という観点もとても大切かと思うので、ここはきちんと強調すべきところかと思った。

以上である。

大熊教育長 この件でどうか。

鮎川教育長 皆様の御意見に同意である。

職務代理者 先ほどの福元委員のお話で、じーんと来てしまった。被害に遭ったお子様を守るということを何回も言ってくださっており、大変胸が熱くなった。小金井市の先生方が福元委員のようなお考えで御指導してくださっていると思うと、大変ありがたいと思う。

パブコメの意見に対して、教育委員会のほうで適切な御回答をいただいていると思う。例えば1番の方に対して、被害者を当該環境、学校から選択の余地なく引き離さないと、被害者を第一に考えていただいている。学校に行きたくないという方を無理に学校で御指導いただくとか、もしくは学校に通いたいというお子様を無理矢理離すとかがないよう配慮していただきたい。先ほど福元委員のお話にもあったが、いじめがない環境であれば話し合いはとても有効であるとおっしゃっていて、ただ、お子様によっては、被害に遭われている方は、学校のホームルームで話し合われることも苦痛になることもあると思う。お子様の視点に立って、話し合いをしてほしいというお子様には積極的に話し合いの場を設けていただきたいと思うが、話し合い自体が苦痛という方がやはり多いと思う。親にも知られたくない、友達にもこんなことをされたということを隠したいことが多いと聞いている。

常に被害者の方の気持ちに寄り添っていただくような教育、御指導を第一に考えていただきたいと思っている。それが表れるような条例をお考えいただけると大変よいと思っている。

以上である。

大熊教育長 今、パブリックコメントの様々な意見を見てきたわけであるが、やはりいじめを受けた被害者の救済を第一義的に考えてほしいということをここで確認するというところでよろしいか。

その上で加害者がそういう行動に至ってしまった経緯をしっかりと分析し、しっかりとしたケアも同時に行うことが重要であるということを確認させていただきたいと思うが、いかがであるか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 ということで、報告事項1を終了する。

大津学校
教育部長 すまない。先ほどの資料を提出させていただいたので、大変申し
訳ないが、議案第27号、令和3年度小金井市立小・中学校特別支
援学級使用教科用図書の採択について、お願いしたいと思う。

大熊教育長 分かった。
先ほど、議案第27号、令和3年度小金井市立小・中学校特別支
援学級使用教科用図書の採択についての保留を解き、議題とする。
お願いする。

大津学校
教育部長 お時間をいただき、大変申し訳ない。先ほどの中で、小金井第一
小学校梅の実学級について、資料の差し替えをお願いする。内容に
ついては説明させていただくので、よろしくお願いする。

浜田指導室長 大変申し訳ない。小金井第一小学校梅の実学級、英語についてで
あるが、単純にこちらで入れ忘れていたということが分かり、新し
い差し替え版で、英語5、6年生対象、小金井市立小学校使用教科
用図書を使用したいということである。
今後こういうことがないように注意する。申し訳ない。

大熊教育長 単なるミスということであった。指摘ありがとう。単純ミスで1
行抜けてしまったところである。英語の教科書が入っているという
ことで、他のところと変わらないということである。
それでは、お諮りする。議案第27号、令和3年度小金井市立小・
中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について、原案どおり採
択することに御異議ないか。

福元委員 よろしいか。ちょっとしつこいが、もう一回確認させてほしい。
小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択については、1人1
人の実態に応じて、その子らしさを最大限に伸ばすために必要な教
科書を小金井市では選んでいると受け止めてよろしいか。

大熊教育長 どうであるか。

丸山統括
指導主事 福元委員のおっしゃるとおり、このたび一人一人の子供の学習の実態をしっかりと見極めた上で、特別支援学級に在籍する全ての児童・生徒の確かな学びを補償するという教科書を調査研究することができている。

福元委員 ありがとう。

大熊教育長 もう一つ、僕のほうから。教科用図書を全部使っているところと、他の教科書を使うところに差があるのだが、それも子供の実態ということによろしいか。

丸山統括
指導主事 学級において子供の実態が違うことから、教育長のおっしゃるとおりである。

大熊教育長 こういう形で選ばれると。よろしいか。今日はどきどきするものばかりである。

それでは、お諮りする。議案第27号、令和3年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択については、原案どおり採択することに御異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認める。本件については、原案どおり採択することに決定した。

それでは、先ほどのほうに戻りたいと思う。

報告事項2、その他について、学校教育部から報告事項があれば発言願う。

大津学校
教育部長 特にない。

大熊教育長 生涯学習部から報告事項があれば発言願う。

藤本生涯
学習部長

特にない。

大熊教育長

以上で報告事項2を終了する。
次に、報告事項3、今後の日程についてである。
事務局より報告願う。
お願いする。

中島庶務係長

それでは、教育委員会の今後の日程について御報告する。
令和2年第9回教育委員会定例会は、10月13日火曜日、午後
1時30分から開催する。
続いて、令和2年第10回教育委員会定例会は、11月10日火
曜日、午後1時30分から開催する。
続いて、令和2年第11回教育委員会定例会は、11月24日火
曜日、午後1時30分から開催する。
いずれの開催場所は、第二庁舎8階801会議室になる。それぞ
れ御出席をよろしく願います。
今後の日程は以上である。

大熊教育長

ただいまの報告に関して、何か質問等はあるか。よろしいか。
以上で報告事項3を終了する。
次に、日程第6、第21号を議題とするところであるが、本案は
人事に関する事件で、小金井市教育委員会会議規則第10条第1項
に規定する事件に該当するため、非公開の会議が相当と判断するが、
委員の皆様、御異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長

全員異議なしと認め、秘密会を開会する。
準備のため、休憩する。
傍聴人におかれては、席を外していただくことになるので、よろ
しく願います。
休憩する。

休憩 午後2時18分

再開 午後 2 時 2 7 分

大熊教育長 再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。これをもって令和 2 年第 8 回
教育委員会定例会を閉会する。

閉会 午後 2 時 2 8 分